

労働者派遣事業におけるマージン率

平成24年10月1日の労働者派遣法改正に基づき、弊社の一般労働者派遣事業におけるマージン率を公開いたします。

令和8年3月1日付	派遣労働者数	18名	
令和7年度	派遣先企業数	5社	
マージン率		約 34.5%	
令和4年度	派遣料金の1人当たりの平均額(1日8時間当たりの額)		¥29,000
令和4年度	派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たりの額)		¥19,000
福利厚生	退職金制度・健康診断・慶弔・災害見舞金		

当社における一般派遣事業の「労働者派遣に関する料金額と派遣労働者の賃金額の差額の派遣料金」に占める割合(マージン率)は、約34.5%となり約65.5%をスタッフの給与として支払います。

【マージンの内訳】

- ・労働者賃金とは、スタッフに支払う給与です。
- ・労働者賃金以外に掛かる項目としては、法定福利厚生費、会社運営経費、有給休暇・その他福利厚生費、営業利益があります。
- ・法定福利厚生費とは、派遣労働者の雇用主として会社が負担する健康保険・雇用保険・厚生年金・労災保険です。
- ・会社運営経費とは、間接部門担当者の人件費および事務所家賃等の諸費用となります。
- ・有給休暇・その他福利厚生費とは、有給休暇自社負担引当金・定期健診・退職金制度等となります。
- ・これら全て差し引いたものが営業利益となります。

【教育訓練について】

キャリア・コンサルティングの相談窓口 Tel：045-594-7810

教育訓練の内容	対象者	方 法	費用負担	賃金支給	1人当たりの 年間平均実施時間
一次試験受験用講習	一次試験受験者	OJT or OFF-JT	無償	有給	40時間
二次試験受験用講習	一次試験合格者	OFF-JT	無償	有給	20時間

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2027年2月28日